

## 決 議

### オンライン資格確認義務化、保険証廃止を前提とした経過措置の改善を求める

昨年12月23日に開催された中医協において、2023年(令和5年)4月からの保険医療機関等へのオンライン資格確認の導入原則義務化の経過措置が答申された。

本年3月末時点でやむを得ない事情がある保険医療機関等に対し、6種類の期限付き経過措置等が設けられた。しかし対象は、オンライン資格確認義務化に対応するシステム整備が前提とされている。オンライン資格確認システムに、接続が困難な医療機関側の事情は限定的となっている。

対象期間は2024年(令和6年)秋以降の保険証廃止を前提とし、多くが「遅くとも令和6年秋まで」と限定されたうえ、2024年(令和6年)4月から運用開始予定の簡易な措置(資格確認限定型)へ移行させるとしている。簡易な措置への移行は昨年9月5日改正省令で、義務化が除外された紙レセプトによる保険請求が認められる医療機関も含めた措置である。これらの医療機関においては、9月5日改正省令に基づく義務化除外が反故にされたものとなっている。

河野デジタル大臣が昨年10月16日、2024年(令和6年)秋に現行保険証を廃止しマイナ保険証に一本化すると記者会見し、患者・国民にマイナンバーカードとマイナ保険証の更なる普及・推進にむけて、全ての医療機関でマイナ保険証を利用する整備を求めてきた。

法改正や法案審議も行わずに、3大臣合意のみで2024年(令和6年)秋からの保険証廃止方針を決定したことは問題である。更にこの方針を前提に、厚労大臣が義務化の経過措置を中医協に諮問し、省令改正案を決めたことは問題の矛盾を一層拡大した。

全国保険医団体連合会が実施した全国調査(昨年11月)では、システム導入を義務付けられたなかでも、導入しない・導入できないと回答する医療機関が15%存在する。その理由は、「情報漏洩、セキュリティ対策が不安」が63%、「レセコン、電子カルテの改修で多額の費用が発生する」が61%、「対応できるスタッフがいらない、少ない」が50%、「高齢で数年後に閉院予定」が45%と回答している。

この様な状況下、政府は去る2月17日マイナ保険証未取得者向けに、保険証代わりの「資格確認証」を発行する方針を発表した。有効期限は最長一年で自動更新は未定とされている。マイナ保険証と現行の保険証、更に「資格確認証」が入り乱れ、医療現場での混乱は目に見えている。現行の保険証を引き続き利用すべきである。

こうした実態を鑑みず保険証廃止を前提に、期間も対象範囲も限定的な経過措置を決めたことは重大である。2024年秋からの現行保険証廃止の方針を撤回するとともに、地域医療に重大な支障を生じないように、オンライン資格確認の義務化撤回と経過措置の抜本的改善を求めるものである。

以上、決議する。

2023年2月26日

全国保険医団体連合会 四国ブロック協議会  
徳島県保険医協会 香川県保険医協会  
愛媛県保険医協会 高知 保険医協会